

御殿場市役所広告付きAED設置事業者募集要領

1 事業目的

御殿場市役所において、来庁者が突然の心停止に陥ったとき、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による蘇生処置が迅速に行われることを目的としてAEDを設置する。

また、御殿場市役所に設置するAEDを広告付きにすることで、市が負担すべきAEDの導入等に係る経費の節減を図ること及び、広告掲出による地域経済の活性化を図る。

2 募集内容

「御殿場市役所広告付きAED設置業務仕様書」のとおり

3 設置場所の概要

- (1) 所在地 御殿場市萩原483番地 御殿場市役所庁舎
- (2) 設置場所 本庁舎1階総合案内前
- (3) 開庁時間 午前8時30分～午後5時15分
- (4) 閉庁日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (5) 参考数値 御殿場市 人口87,609人 38,014世帯（令和3年1月31日現在）
一日当たりの平均来庁者数850人

4 参加資格

次の要件を満たしていることが必要。

- (1) 「御殿場市広告掲載要綱」第4条の規制業種又は事業者には該当しないこと。
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第33条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) AEDの設置及び維持管理に必要な高度管理医療機器等販売業・賃与業を有していること。または、同資格を有する者を協力会社に指定できること。

5 スケジュール

| | |
|----------------|-----------------------|
| 質問書の提出期限 | 令和3年2月26日（金）午後5時15分まで |
| 参加表明書・企画書の提出期限 | 令和3年3月15日（月）午後5時15分まで |
| プレゼンテーション実施日 | 令和3年3月26日（金） |
| 選定結果通知 | 令和3年3月下旬予定 |
| 協議・協定書締結 | 令和3年4月上旬予定 |
| 広告付きAED設置、稼動 | 令和3年8月31日までに |

6 提案条件等

(1) 設置期間

設置日から5年間

令和3年8月31日までに設置、稼働させること。

(2) その他

その他の提案条件については、「御殿場市役所広告付きAED設置業務仕様書」による。

7 応募方法

(1) 企画書等各種書類に関する質問書の提出

ア 提出期限

令和3年2月26日（金）午後5時15分まで

イ 提出先

「10 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

ウ 提出方法

質問書（様式第1号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールで提出すること。

※受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること。

エ 回答方法

御殿場市ホームページ上に回答を掲載するとともに、質問者に対して掲載した旨を電子メールで通知する。

オ その他

応募に際して、事前に現地の状況の確認を希望する場合は「10 書類提出及び問い合わせ先」にある連絡先まで連絡し、現地の状況を確認の上、申し込むこと。

(2) 参加表明書及び企画書等各種書類の提出

ア 提出期限

令和3年3月15日（月）午後5時15分まで（必着）

イ 提出先

「10 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出

※ファックスや電子メールによる提出は受付しない。

①持参の場合

開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

②郵送の場合

郵送方法は指定しないものとする。

エ 提出書類

以下の書類を各1部ずつ提出すること。

①参加表明書（様式第2号）

②添付書類（該当者のみ）

御殿場市に対し令和2年・令和3年度の一般競争参加資格申請（物品調達等）を行っていない者が参加表明書を提出する場合、次の書類を添付すること。

- ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し
- ・市税の「滞納のない証明書」の写し、御殿場市に納税義務がない場合は納税証明書その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税）又は納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税）の写し

※各種証明書は申請日以前3箇月以内に証明されたものを提出すること。

③企画書

書式や体裁は任意。別表の審査基準の内容を基に企画書を作成し提出すること。

④事業者概要書

パンフレット等、事業者の概要が分かる資料を提出すること。

- ⑤AEDの設置及び維持管理に必要な高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可証の写し。又は、同資格を有する者を協力会社に指定できる場合、その資格者証の写し。
なお、AEDの設置及び維持管理について、故障発生時等の緊急時には、AEDの使用不可期間が生じることの無いよう、速やかに復旧作業できる対応方法について、企画書に明記すること。

オ 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは次によるものとする。

- ①提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、御殿場市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ②提出書類は一切返却しない。
- ③本案件に係る公文書の公開の請求があった場合は、御殿場市公文書公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

8 選定方法

(1) プレゼンテーション

企画提案の内容確認及び審査のため、御殿場市広告審査委員会に対し、プレゼンテーションを行うものとする。

- ア 実施日 令和3年3月26日（金）
- イ 実施場所 御殿場市役所（御殿場市萩原483）
- ウ 実施方法

- ・1社につき30分程度（説明20分、質疑10分）を予定。
- ・提出済みの企画書に基づき説明を行うものとする。プロジェクターを用いた資料投影も可とする。ただし、プロジェクターは本市で用意するが、パソコン、ケーブル類については持参すること。使用する場合は事前に「10 書類提出及び問い合わせ先」にある連絡先まで連絡すること。なお、説明を補足するためにAED・広告物等の機材を持

参することは差し支えない。

エ 備考

- ・提出者ごとのプレゼンテーションの日時・場所は、別途通知する。

(2) 審査及び選定

御殿場市広告審査委員会において、別表の審査基準に基づき採点し、一定以上（420点以上）の点数があり、かつ、最も点数の高かった企画提案者を候補者として選定する。

(3) 選定の公表

選定した候補者には文書で通知し、選定結果については、御殿場市のホームページで結果を公表する。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合、又は提出書類に不備があった場合

イ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

ウ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

エ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、御殿場市広告審査委員会委員長が失格であると認めた場合

9 協定書の締結等

(1) 市は、プレゼンテーションで選定した候補者と協議し、提案内容を反映した協定を締結する。

(2) 協定締結後、市の指示に基づき、行政財産目的外使用許可の申請を行うこと。

(3) 市は、候補者との協議が整わない場合、又は、候補者が失格となった場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

10 書類提出及び問い合わせ先

御殿場市役所 総務部 管財課

〒412-8601 御殿場市萩原483番地

電話 0550-82-4322

メールアドレス kanzai@city.gotemba.lg.jp

別表

| 審査基準 | 点数 |
|---|-------|
| 1 事業実績 (1) 地方自治体・公共施設の広告事業の実績 | 35 点 |
| 2 AEDの設置及び維持管理 (1) AEDの仕様 ・仕様への適合状況、付加機能の有無、内容などを評価する。 | 70 点 |
| (2) AEDの維持管理の内容及び体制 ・AEDの保守管理、故障時の対応などを評価する。 | 105 点 |
| 3 広告及び筐体 (1) 広告の表示方法及び筐体の形状 ・来庁者、職員へのわかりやすさ ・筐体の色、形状の施設との調和、創意工夫 | 210 点 |
| (2) 付加的サービス ・広告及び筐体に関する付加的サービス（独自のサービス）などを評価する。 | 140 点 |
| (3) 広告内容に関する募集、苦情処理等の体制 | 105 点 |
| 4 事業者の適格性 (1) 業務理解 ・事業の体制、工程、ヒアリングへの対応など | 35 点 |
| 計 | 700 点 |